

《再診料について》

診療報酬算定要件に基づき、令和 8 年 6 月 1 日から下記の通り算定いたします。

診療報酬点数名称	点数
再診料	76 点

【算定要件】

・過去 3 ヶ月未満に当院の受診がある場合

但し、過去 3 ヶ月未満に視力検査を行っていない方で、急性の病気（結膜炎、ものもらい等）が治癒した場合は、前回受診日から 3 ヶ月経過していなくても、新たな病気で受診した時は初診料になることがあります。

・前回受診日から 3 ヶ月未満・以上に関わらず処置、手術、斜視弱視検査、その他特別な検査で予約(TEL 予約を含む)され、ご予約通り来院された場合

・ご予約を変更されても変更後受診日が前回受診日から 3 ヶ月未満の場合

・コンタクトレンズ処方目的で当院を受診された場合は、コンタクトレンズ処方検査料の規程に沿って初診料、再診料が算定されます。詳細は「コンタクトレンズ処方の検査料について」をご覧ください。